

経営比較分析表（令和5年度決算）

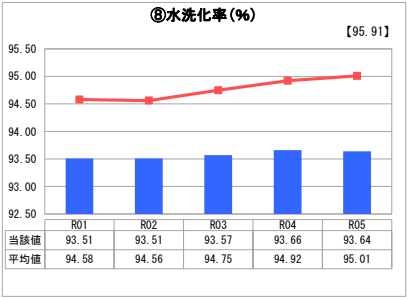
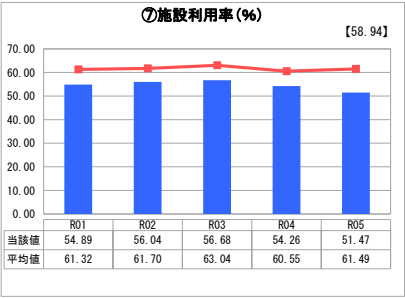
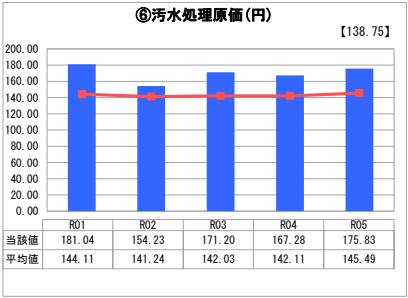
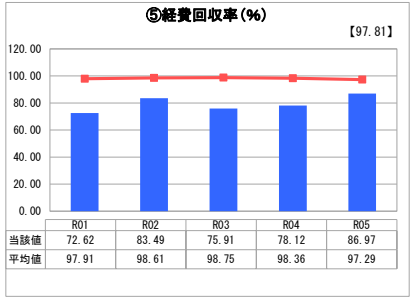
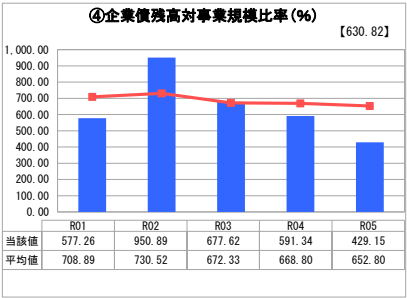
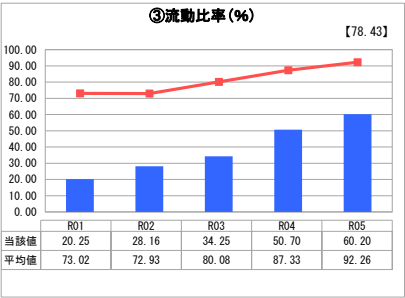
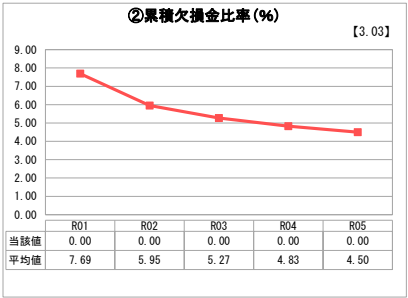
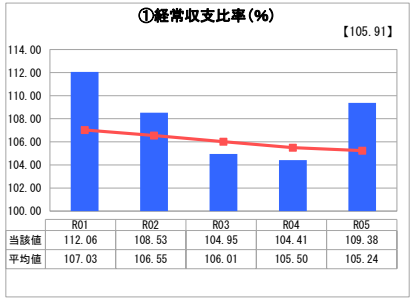
神奈川県 鎌倉市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Ac1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	63.97	97.76	90.88	2,754

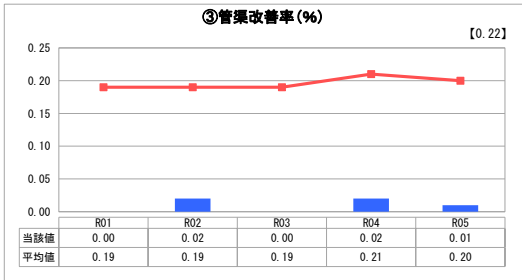
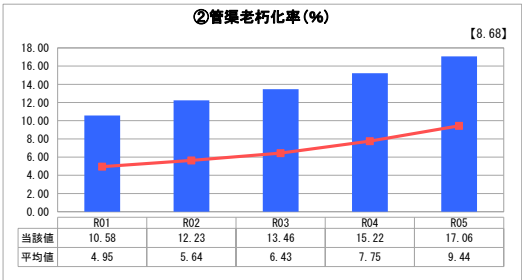
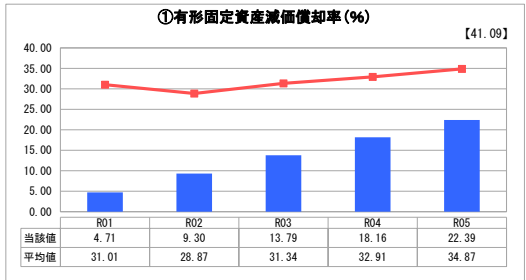
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
175,625	39.66	4,428.27
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
171,352	24.18	7,086.52

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和元年度から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、5回目の決算となりました。

本市では令和5年4月に、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安である150円/㎡となる下水道使用料の改定を行いました。その結果、前年度まで漸減していた経常収支比率は好転しています。また、累積欠損金比率も0であることから、自立性のある経営状態です。

過去に主に施設整備・改良のために借り入れた企業債の償還金が高額となっているため、流動比率は類似規模の団体と比べても低い状態が続いてはいますが、償還も進み、改善してきました。

企業債残高対事業規模比率も年々低下しており、企業債が順調に償還されていることが分かります。

以上から、事業規模からみても平均的の身丈に合った経営状態だと言えますが、今後耐用年数を迎えていく設備・施設の急激な増加に向け、維持補修・更新の財源確保のために、企業債残高の管理に努め、返済に係る支出を圧縮して行く必要性があります。

下水道使用料の引き上げにより、経常収支比率や経費回収率は改善を見せています。一方で、近年の経費回収率と施設利用率の低迷、汚水処理原価の高止まり（類似団体比1.2倍程度）は、昭和30年以降の鎌倉市の急激な人口推移の歴史と地形的制約の下に早期に整備された施設の運営及び収益回収構造に主な要因があり、健全性・効率性の向上には長期的な視野での、これからの時代に合わせた計画・整理が必要です。

2. 老朽化の状況について

本市の污水管渠は、昭和33年年度から工事着手しており、老朽化が進んでいます。年々上昇を続ける管渠老朽化率に管渠改善率が追いついていないことが示すように、改築・更新が追いついていない状況です。

有形固定資産減価償却率は類似団体平均値よりも低くなっているものの、本市は昭和33年から污水管渠を敷設し始めたことから、コンクリート寿命（50年）を急速に迎えつつあり、今後もこの傾向は続いていきます。

本市では、污水管渠約490km、雨水管渠約240kmの他、終末処理場2つ、6つの中継ポンプ場があり、水質汚濁や浸水リスクを下げる大きな資産であると同時に、適切な点検・修繕を続けなければ、突如負債の原因となるリスクでもあります。

過去に投資した企業債の返済も残る中、人口減少の状況下でいかに世代間不平等を最小に抑えつつ、長期的視野で効率的な投資によるインフラ管理を進め、都市の継続性を支えて行くかが重要です。

全体総括

経営の健全化については、経常収益側の根幹を見直すべく、平成25年度以来初となる下水道使用料の改定を令和5年4月に実施し、国の示す最低基準額（150円/㎡）まで引き上げました。しかし、電気料金、資材価格等の高騰等外的要因がランニングコストに与える影響の大きさも懸念され、支出側の増大も見られることから、流動比率、経費回収率、ひいては経常収支比率の改善がみられるか、予断を許さない状況です。

本市では、令和8年度に下水道使用料の改定の計画を進めています。

老朽化が進んでいる下水道施設については、鎌倉市下水道ストックマネジメント計画等に基づき、予防保全型の管理への移行を進め、更新費用の圧縮と平準化を目指します。

今後も、令和3年3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略に基づき、予防型管理による健全化を進めるとともに、運営の一層の効率化を図ります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。